

第6回 龍郷町農業委員会定例総会 議事録

令和6年6月21日（金） 第一会議室 9:30～

○ 議題

議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので会は成立です。</p> <p>ただいまから、令和6年第6回龍郷町農業委員会定例会を開催します。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程はお手元にお配りした通りです。</p>
	《日程第1》
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本定例会の議事録署名委員は、会議規則第42条の規定によって、3番 重山末吉委員、及び4番 大江強委員を指名いたします。</p>
	《日程第2》
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>諸般の報告を行います。</p> <p>諸般の報告については、活動記録簿の提出をもって、報告とします。</p> <p>なお、特別に報告が必要な場合は、《日程第5》その場で発言をお願いいたします。</p>
	《日程第3》
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>議案第18号「龍郷町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題とします。</p> <p>議案第18号1番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(満尾 次長)</p> <p>議案第18号の議案書をご覧ください。</p> <p>龍郷町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、1議案2件です。</p> <p>龍郷町長より農業委員会の意見を求める件です。</p>

	<p>龍郷町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 令和6年6月21日提出</p>
事務局	<p>(満尾 次長)</p> <p>1番 変更区分 除外、龍郷町浦字中袋 1454番2 現況地目 畑、1筆、面積 241㎡ 用途区分 変更前 畑 変更後 宅地 補助事業との関連なし 説明します。</p> <p>申請者は、現在奄美市に居住しており当該地に、一般住宅を建設するものである。</p> <p>申請地は、農用地区域の外周部に位置し、西側及び公衆用道路（町道）に接し集落が形成されており、北側は民家、東側は農地である。宅地として使用する面積として申請除外面積は過大とは言えなく、現に利用権設定がされていないため、認定農業者等が目指す安定的農業経営や農用地の集約化がそこなわれているとは考えにくく今後も影響するものではないと考えられる。</p> <p>このような要件から、周辺部農地への影響は少なく、除外はやむを得ないものと考えられます。</p> <p>以上で、議案第18号1番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ただ今の説明に関連して、浦地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
8番	<p>(岡山 委員)</p> <p>議案第18号1番について、令和6年6月17日〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査をいたしましたので報告いたします。</p> <p>変更について意見が求められている 浦字中袋 1454番2 については、平成13年に指定を受けたのですが、指定後23年を経過した今日、立地条件、地域経済事情にも変動が見受けられます。</p> <p>ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
2番	<p>(柳 委員)</p> <p>議案第18号1番について、令和6年6月17日、会長・事務局・協議担当者 龍北地区 平島推進委員と柳の6名により、協議したことについて、担当 柳が報告をいたします。</p>

	<p>申請者・申請面積・申請内容・信用性について、協議では、適当ではないかと思われます。以上で報告といたします。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。それでは採決します。</p> <p>議案第 18 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第 18 号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、議案第 18 号 2 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>(満尾 次長)</p> <p>2 番 変更区分 除外、龍郷町芦徳字上里 1809 番 2 現況地目 畑、1 筆、面積 2,242 m²のうち 493 m² 用途区分 変更前 畑 変更後 宅地 補助事業との関連なし</p> <p>説明します。</p> <p>申請者は、現在鹿児島市に居住し、仕事の都合で奄美大島を行き来している者であり、今回、当集落出身の母が居住するための住宅を確保するため当該地に、一般住宅を建設するものである。</p> <p>申請地は、農用地区域の外周部に位置し、北側及び東側は民家・民地に接し集落が形成されており、西側は公衆用道路、南側は農地である。宅地として使用する面積として申請除外面積は過大とは言えなく、また、現に利用権設定がされていないため、認定農業者等が目指す安定的農業経営や農用地の集団化がそこなわれているとは考えにくく今後も影響するものではないと考えられる。</p> <p>このような要件から、周辺部農地への影響は少なく、除外はやむを得ないものと考えられます。</p> <p>以上で、議案第 18 号 2 番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p>

	<p>ただ今の説明に関連して、芦徳地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
5 番	<p>(福山 委員)</p> <p>議案第 18 号 2 番について、令和 6 年 6 月 17 日〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査をいたしましたので報告いたします。</p> <p>変更について意見が求められている 芦徳字上里 1809 番 2 については、平成 13 年に指定を受けたのですが、指定後 23 年を経過した今日、立地条件、地域経済事情にも変動が見受けられます。</p> <p>ご審議くださるようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
農地利用最適化推進委員	<p>(龍北地区 平島 推進委員)</p> <p>議案第 18 号 2 番について、令和 6 年 6 月 17 日、会長・事務局・協議担当者 2 番 柳委員と平島の 6 名により、協議したことについて、担当 平島が報告をいたします。</p> <p>申請者・申請面積・申請内容・信用性について、協議では、適当であり、除外はやむを得ないものと考えられる。以上で報告いたします。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。それでは採決します。</p> <p>議案第 18 号 2 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第 18 号 2 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>議案第 19 号 1 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>(満尾 次長)</p> <p>議案第 19 号の議案書をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 議案 5 件です。</p> <p>農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め る。</p> <p>令和 6 年 6 月 21 日提出</p>
事務局	<p>(満尾 次長)</p> <p>1 番 農地の所在、「龍郷町浦字中袋 1503 番 1」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域内」、次に、「龍郷町浦字中袋 1503 番 3」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域内」、合計面積「1,216 m²」、権利種別「有償移転」、譲渡人「〇〇氏 龍郷町浦〇〇」、譲受人「〇〇氏 龍郷町浦〇〇」。</p> <p>説明します。</p> <p>申請人は、農業を始めるため農地を取得しようとするもので、営農計画書にはタンカンを栽培し全て自家消費予定として申請しています。</p> <p>以上で、議案第 19 号 1 番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ただ今の説明に関連して、浦地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
8 番	<p>(岡山 委員)</p> <p>議案第 19 号 1 番について、令和 6 年 6 月 17 日〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から農業を始めるため、農地法の権限に基づく農地の所有権移転をしようとするものであります。</p> <p>許可申請に必要とする添付書類等については、議案に示されています。</p> <p>ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
2 番	<p>(柳 委員)</p> <p>議案第 19 号 1 番について、令和 6 年 6 月 17 日、会長・事務局・協議担当者 龍北地区 平島推進委員と柳の 6 名により、協議したことについて、担当 柳が報告をいたします。</p>

	申請者・申請面積・申請内容・信用性について、協議では、適当ではないかと思われます。以上で報告といたします。
議長	(岡山 会長) ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。
6番	(西田 委員) 所有権移転のみが記載されているが有償か無償か。
事務局	(満尾 次長) 有償移転です。
議長	(岡山 会長) 事務局は、必ず書類の確認を行うこと。
事務局	(満尾 次長) 以後、気を付けます。
議長	(岡山 会長) 他に、質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 19 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第 19 号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議長	(岡山 会長) 次に、議案第 19 号 2 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事務局	(満尾 次長) 2 番 農地の所在、「龍郷町赤尾木字小平 1184 番 1」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域内」、次に、「龍郷町赤尾木字小平 1184 番 3」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域内」、合計面積「1,443 m ² 」、権利種別「有償移転」、譲渡人「〇〇氏 滋賀県栗東市〇〇」、譲受人「〇〇氏 奄美市名瀬〇〇」。 説明します。 申請人は、農業を始めるため農地を取得しようとするもので、営農計画書にはマンゴー、ドラゴンフルーツを栽培し、年間販売計画は 50 万円程

	<p>度の売上を計画しています。</p> <p>なお、航空写真において建物が含まれておりますが、こちらは現在分筆されており、12ページの地図のとおりとなっております。</p> <p>以上で、議案第19号2番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ただ今の説明に関連して、赤尾木地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
3 番	<p>(重山 委員)</p> <p>議案第19号2番について、令和6年6月17日〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から農業を始めるため、農地法の権限に基づく農地の所有権移転をしようとするものであります。</p> <p>許可申請に必要とする添付書類等については、議案に示されています。</p> <p>ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
農地利用最適化推進委員	<p>(龍北地区 平島 推進委員)</p> <p>議案第18号2番について、令和6年6月17日、会長・事務局・協議担当者 2番 柳委員と平島の6名により、協議したことについて、担当 平島が報告をいたします。</p> <p>申請者・申請面積・申請内容・信用性について、協議では、適当ではないかと思われます。以上で報告といたします。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。それでは採決します。</p> <p>議案第19号2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第19号2番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>

議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、議案第 19 号 3 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>(満尾 次長)</p> <p>3 番 農地の所在、「龍郷町久場字阿丹崎 814 番 1」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農振地区域外」、面積「1,316 ㎡」、権利種別「無償移転」、譲渡人「〇〇氏 奄美市名瀬〇〇」、譲受人「〇〇氏 奄美市名瀬〇〇」。</p> <p>説明します。</p> <p>申請人は、父親から生前贈与を受け、農業を始めるため農地を取得しようとするもので、営農計画書にはタンカン、キャベツ、ダイコン等を栽培し、年間販売計画は 3 万円程度の売上を計画しています。</p> <p>以上で、議案第 19 号 3 番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ただ今の説明に関連して、久場地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
7 番	<p>(恵島 委員)</p> <p>議案第 19 号 3 番について、令和 6 年 6 月 17 日〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から生前贈与を受け農業を始めるため、農地法の権限に基づく農地の所有権移転をしようとするものであります。</p> <p>許可申請に必要な添付書類等については、議案に示されています。</p> <p>補足で、譲渡人〇〇氏は父親で、譲受人〇〇氏は子の親子です。</p> <p>ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
2 番	<p>(柳 委員)</p> <p>議案第 19 号 3 番について、令和 6 年 6 月 17 日、会長・事務局・協議担当者 龍北地区 平島推進委員と柳の 6 名により、協議したことについて、担当 柳が報告をいたします。</p> <p>申請者・申請面積・申請内容・信用性について、協議では、適当ではな</p>

	<p>いかと思われます。以上で報告いたします。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。それでは採決します。</p> <p>議案第 19 号 3 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第 19 号 3 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、議案第 19 号 4 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>(満尾 次長)</p> <p>4 番 農地の所在、「龍郷町芦徳字芦徳田 144 番」、地目 登記簿・現況ともに「田」、農振区分「農用地区域外」、次に、「龍郷町芦徳字芦徳田 153 番」、地目 登記簿・現況ともに「田」、農振区分「農用地区域外」、合計面積「162 ㎡」、権利種別「有償移転」、譲渡人「〇〇氏 奄美市名瀬〇〇」、譲受人「〇〇氏 龍郷町芦徳〇〇」。</p> <p>説明します。</p> <p>申請人は、農地拡大のために農地を取得しようとするもので、営農計画書には牧草・サツマイモを栽培し、年間販売計画は 6 万円程度の売上を計画しています。</p> <p>以上で、議案第 19 号 4 番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ただ今の説明に関連して、芦徳地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
5 番	<p>(福山 委員)</p> <p>議案第 19 号 4 番について、令和 6 年 6 月 17 日〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から農地拡大のため、農地法の権限に基</p>

	<p>づく農地の所有権移転をしようとするものであります。</p> <p>許可申請に必要とする添付書類等については、議案に示されています。</p> <p>ご審議くださるようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
農地利用最適化推進委員	<p>(龍北地区 平島 推進委員)</p> <p>議案第 19 号 4 番について、令和 6 年 6 月 17 日、会長・事務局・協議担当者 2 番 柳委員と平島の 6 名により、協議したことについて、担当 平島が報告をいたします。</p> <p>申請者・申請面積・申請内容・信用性について、協議では、今回の申請地東側の町道沿いの農地に、申請人が許可を得ずに倉庫を建築している。この件については、10 年程前から指導しているが、申請人に申請や届け出をする様子は見られない。この状況を改善しない限り、今回の 3 条申請は許可が難しいのではないかという意見でまとまった。以上で報告いたします。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。それでは採決します。</p> <p>議案第 19 号 4 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手なしです。</p> <p>したがって、議案第 19 号 4 番は否決されました。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、議案第 19 号 5 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(満尾 次長)</p> <p>5 番 農地の所在、「龍郷町芦徳字松原 760 番」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域外」、面積「1,889 m²」、権利種別「無償移転」、譲渡人「〇〇氏 龍郷町芦徳〇〇」、譲受人「〇〇氏 奄美市名瀬〇〇」。</p>

		<p>説明します。</p> <p>申請人は、農業を始めるために農地を取得しようとするもので、営農計画書には野菜・サトウキビを栽培し、年間販売計画は5万円程度の売上を計画しています。</p> <p>以上で、議案第19号5番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長		<p>(岡山 会長)</p> <p>ただ今の説明に関連して、芦徳地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
5 番		<p>(福山 委員)</p> <p>議案第19号5番について、令和6年6月17日〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から農業を始めるため、農地法の権限に基づく農地の所有権移転をしようとするものであります。</p> <p>許可申請に必要とする添付書類等については、議案に示されています。</p> <p>ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。</p>
議 長		<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
2 番		<p>(柳 委員)</p> <p>議案第19号5番について、令和6年6月17日、会長・事務局・協議担当者 龍北地区 平島推進委員と柳の6名により、協議したことについて、担当 柳が報告をいたします。</p> <p>申請者・申請面積・申請内容・信用性について、協議では、適当ではないかと思われます。以上で報告といたします。</p>
議 長		<p>(岡山 会長)</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p>
4 番		<p>(大江 委員)</p> <p>書類への押印はなしか</p> <p>また、譲受人と譲渡人の関係は。</p>
事 務 局		<p>(碓山 係長)</p> <p>書類へ必ずしも押印するという規定がないので押印がなくても受付できます。</p>

議 長	(岡山 会長) 関係性は義理の兄弟です。
議 長	(岡山 会長) 他に、質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 19 号 5 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第 19 号 5 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	(岡山 会長) 議案第 20 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。 議案第 20 号 1 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事 務 局	(満尾 次長) 議案第 20 号の議案書をご覧ください。 農地法第 5 条第 1 項のきていによる許可申請に対する意見について、1 議案 3 件です。 農地法第 5 条第 1 項のきていにより、下記農地の申請があったので意見を求める。 令和 6 年 6 月 21 日提出
事 務 局	(満尾 次長) 1 番 農地の所在、「龍郷町浦字中袋 1454 番 2」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域内」、面積「241 m ² 」、権利種別「所有権移転」、譲渡人「〇〇氏 龍郷町瀬留〇〇」、譲受人「〇〇氏 奄美市名瀬〇〇」、転用目的「一般個人住宅」 説明します。 こちらは、議案第 18 号 1 番にて協議のあった除外申請との同時申請となっております。 申請者は、現在奄美市に居住しており当該地に、一般住宅を建設するものであります。 申請地は、農用地区域の外周部に位置し、西側及び公衆用道路（町道）

		<p>に接し集落が形成されており、北側は民家、東側は農地であります。住宅として使用する面積として申請除外面積は過大とは言えなく、現に利用権設定がされていないため、認定農業者等が目指す安定的農業経営や農用地の集団化がそこなわれているとは考えにくく今後も影響するものではないと考えられます。</p> <p>以上で、議案第 20 号 1 番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議	長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ただ今の説明に関連して、浦地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
8	番	<p>(岡山 委員)</p> <p>議案第 20 号 1 番について、令和 6 年 6 月 17 日、〇〇氏立ち合いのもとに聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から一般住宅建設のため、農地法の権限に基づく農地の転用をしようとするものであります。</p> <p>許可申請に必要とする書類等については、議案に示されています。</p> <p>ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。</p>
議	長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
2	番	<p>(柳 委員)</p> <p>議案第 20 号 1 番について、令和 6 年 6 月 17 日、会長・事務局・協議担当者 龍北地区 平島推進委員と柳の 6 名により、協議したことについて、担当 柳が報告をいたします。</p> <p>農振除外後に 5 条申請を行うのが通常の申請の流れであるが、今回は農振除外と 5 条申請の同時申請となる。周辺地は、住宅用地への接続道路として除外と転用申請がなされて許可を得ており、今回の申請地はその残地のように位置している。譲受人と譲渡人は親戚関係にあり、接道のあるところに住宅を建てたいという譲受人の条件に合致したこと、また、許可が得られればすぐに着工予定とのことで、申請者・申請面積・申請内容・信用性について、協議では、適当ではないかと思われま。以上で報告いたします。</p>
議	長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p>

	<p>質疑ありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。それでは採決します。</p> <p>議案第 20 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第 20 号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、議案第 20 号 2 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>(満尾 次長)</p> <p>2 番 農地の所在、「龍郷町芦徳字当畑ケ 70 番 4」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域外」、面積「458 m²」、権利種別「所有権移転」、譲渡人「〇〇氏 龍郷町芦徳〇〇」、譲受人「(株)〇〇 代表取締役 〇〇 東京都世田谷区〇〇」、転用目的「宿泊施設等」</p> <p>説明します。</p> <p>申請者は、東京都世田谷区に本店を置く宿泊施設等の経営者であり、観光で奄美へ訪れた際に海山の自然に魅了されたことにより、事業拡大の観点から申請地に貸別荘を建築するために申請するものです。</p> <p>申請地は、赤徳小中学校の北西部約 70m 程度に位置し、西側は国有地となる海浜地、北側は県有地となる保安林、南側は町道に面しています。東側農地に耕作作物は無く、水路にも被害防除策を講じることで周辺農地部への影響は少ないものと思われます。</p> <p>以上で、議案第 20 号 2 番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ただ今の説明に関連して、芦徳地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
5 番	<p>(福山 委員)</p> <p>議案第 20 号 2 番について、令和 6 年 6 月 17 日、〇〇氏立ち合いのもとに聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から貸別荘等建設のため、農地法の権限に基づく農地の転用をしようとするものであります。</p> <p>許可申請に必要とする書類等については、議案に示されています。</p>

		ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。
議 長		(岡山 会長) 次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。
2 番		(柳 委員) 議案第 20 号 2 番について、令和 6 年 6 月 17 日、会長・事務局・協議担当者 龍北地区 平島推進委員と柳の 6 名により、協議したことについて、担当 柳が報告をいたします。 申請者・申請面積・申請内容・信用性について、協議では、適当ではないかと思われます。以上で報告といたします。
議 長		(岡山 会長) ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。
4 番		(大江 委員) 譲受人の国籍はアメリカ合衆国であるが、転売という懸念は無いか
事 務 局		(迫地 局長) 今のところ無いと思われます。
議 長		(岡山 会長) 他に、質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 20 号 2 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第 20 号 2 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長		(岡山 会長) 次に、議案第 20 号 3 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事 務 局		(満尾 次長) 3 番 農地の所在、「龍郷町芦徳字松原 762 番 1」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域外」、面積「1,479 m ² 」、権利種別「所有権移転」、譲渡人「〇〇氏 大島郡宇検村〇〇」、譲受人「(株)〇〇 代表取締役〇〇 東京都世田谷区〇〇」、転用目的「宿泊施設等」

	<p>説明します。</p> <p>申請者は、先程の2番と同一となっており、東京都世田谷区に本店を置く宿泊施設等の経営者であり、観光で奄美へ訪れた際に海山の自然に魅了されたことにより、事業拡大の観点から申請地に貸別荘を建築するために申請するものです。</p> <p>申請地の近隣は主にサトウキビの栽培が行われていた農地であり、周囲は山林に囲まれています。今回の転用目的は、貸別荘ということですが建物自体の面積 149 m²に対し、全体が 1,479 m²となっており、一般住宅の規模で考えると 500 m²を超える面積となります。</p> <p>以上で、議案第 20 号 3 番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ただ今の説明に関連して、芦徳地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
5 番	<p>(福山 委員)</p> <p>議案第 20 号 3 番について、令和 6 年 6 月 17 日、〇〇氏立ち合いのもとに聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から貸別荘等建設のため、農地法に基づく農地の転用をしようとするものであります。</p> <p>許可申請に必要とする書類等については、議案に示されています。</p> <p>ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
農地利用最適化推進委員	<p>(龍北地区 平島 推進委員)</p> <p>議案第 20 号 3 番について、令和 6 年 6 月 17 日、会長・事務局・協議担当者 2 番 柳委員と平島の 6 名により、協議したことについて、担当 平島が報告をいたします。</p> <p>通常、一般住宅の転用面積は 500 m²以内であるが、今回申請人は貸別荘を建築したいとして、1,479 m²の面積を使用する計画で申請している。計画の詳細は、建物面積約 149 m²、テラス約 83 m²、駐車場及び通路で約 155 m²、残りは庭 1,092 m²となっている。建物、通路等含めても 500 m²以内で収まる計画と考えられ、貸別荘を一般住宅の規模で考えたとき、果たしてこれだけの面積が必要であるかという点が焦点となり、これほどの面積が必要であるかを協議した。以上で報告といたします。</p>

議 長	(岡山 会長) ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。
4 番	(大江 委員) 収支計画が無いが、これだけの投資をして収支はどのように考えているのか。
事 務 局	(満尾 次長) 収支計画は必要なものであるので、提出するよう指摘しています。
4 番	(大江 委員) 先ほどの転売目的の話にも繋がるが、5条取得後きちんと履行されるのか懸念もある。
議 長	(岡山 会長) 他に、質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 20 号 3 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手なしです。 したがって、議案第 20 号 3 番は否決されました。
議 長	(岡山 会長) 議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。 本日配布しています総括表に記載されているとおり 3 件です。事務局より議案の朗読並び説明をお願いいたします。
事 務 局	(碓山 係長) 議案第 21 号の議案書をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法第 18 号第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の決定について意見を求める。 令和 6 年 6 月 21 日提出 今月の利用権の設定は、賃貸借権のみ計 3 件・3 筆・4,077 m ² です。 議案書及び利用権設定明細に借り人・貸し人・地目等明細を記載していますので、お目通しください。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各

	要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 21 号の朗読並びに説明を終わります。
議長	(岡山 会長) これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。 質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 21 号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第 21 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
	《日程第 4》
議長	(岡山 会長) 協議事項に入ります。協議すべきことはありませんか。 ・なし
	《日程第 5》
議長	(岡山 会長) その他について何かございませんか。 ・なし なければ以上でその他を終わります。
議長	(岡山 会長) これで、本日の日程はすべて終了いたしました。 会議を閉じます。 令和 6 年第 6 回龍郷町農業委員会定例会を閉会します。 お疲れ様でした。

閉会 午前 11 時 06 分